

青森市市税条例等の一部を改正する条例の制定について

1 制定理由

「地方税法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 2 号）」が、令和 8 年 3 月 31 日に公布されたこと等に伴い、以下の改正項目等について改正するため、「青森市市税条例等の一部を改正する条例」を制定するものである。

2 条例の主な改正項目について

(1) 住宅ローン控除の延長

(施行期日：令和 9 年 1 月 1 日)

- 所得税の住宅ローン控除の適用者について、所得税から控除しきれなかった額を、控除限度額の範囲内で個人住民税から控除する措置について、控除の対象となる入居の期限を令和 7 年から令和 12 年までに 5 年延長する。

控除率	0.7%
控除期間	13 年（一部 10 年）
住民税控除限度額	(所得税課税総所得金額等 + (所得税基礎控除額 - 48 万円) [※]) の 5% (最高 9.75 万円) ※令和 7 年 12 月以前に居住の用に供したものに限り

- 控除の対象となる入居の期限を令和 7 年から令和 12 年に改正するもの。

(2) 軽自動車税グリーン化特例（軽課）の延長

(施行期日：公布の日)

- 燃費性能等の優れた自動車の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）における、電気軽自動車及び天然ガス軽自動車について、現行のグリーン化特例の適用期限を 2 年延長する。

- 適用期限について令和 8 年 3 月 31 日から令和 10 年 3 月 31 日に改正するもの。

(3) 固定資産税のわがまち特例制度に係る改正

(施行期日：公布の日)

地域の実情に対応した政策を展開できるよう、地方税法に定められた範囲内で、地方自治体が条例で特例率を決定する「わがまち特例制度」における特例措置の改廃に伴う改正を行う。

① バリアフリー改修が行われた劇場や音楽堂等に係る特例措置の拡充・延長

■ 特例内容

	【改正前】	【改正後】
対象期間	令和 8 年 3 月 31 日まで	令和 11 年 3 月 31 日まで
対象建築物	特別特定建築物（劇場・音楽堂に限る）	特別特定建築物（全般）
対象基準	建物の全体を国の基準に適合させるバリアフリー改修	国の補助を受けて、建物の一部分を国の基準に適合させるバリアフリー改修
対象工事費	1 年分の工事費	複数年度分の工事費
特例率	1/3 (減税額はバリアフリー工事費の 5% を上限)	1/3 を参酌して 1/6 以上 1/2 以下の範囲内 (減税額はバリアフリー工事費の 5% を上限)
特例期間	工事が完了した日の属する年の翌年 1 月 1 日を賦課期日とする年度から 2 年度分	

※特別特定建築物…不特定かつ多数の者が利用し、または主として高齢者、障害者等が利用する建築物で、移動等円滑化が特に必要な施設（劇場、音楽堂、特別支援学校、保健所、老人ホーム、福祉ホームなど）

- 特例率を、1/3 で制定するもの。

② 再生可能エネルギー発電設備に係る特例措置の拡充・延長

■ 特例内容

	【改正前】	【改正後】
対象期間	令和8年3月31日まで	令和11年3月31日まで
特例対象 及び特例率	<p>[特例対象]</p> <ul style="list-style-type: none"> ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備 認定地域脱炭素化促進事業計画に従って取得した一定の太陽光発電設備 <p>[特例率]</p> <ul style="list-style-type: none"> 1,000キロワット以上 3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内（本市は3/4） 1,000キロワット未満 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内（本市は2/3） 	<p>[特例対象]</p> <p>ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備</p> <p>[特例率]</p> <p>1/2を参酌して1/3以上2/3以下の範囲内</p>
	<p>[特例対象]</p> <p>風力発電設備</p> <p>[特例率]</p> <ul style="list-style-type: none"> 20キロワット以上 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内（本市は2/3） 20キロワット未満 3/4を参酌して7/12以上11/12以下の範囲内（本市は3/4） 	<p>[特例対象]</p> <p>① 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備 ※1</p> <p>② 港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農村漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備 ※2</p> <p>[特例率]</p> <p>① 3/5を参酌して1/2以上7/10以下の範囲内</p> <p>② 2/3を参酌して1/2以上5/6以下の範囲内</p>
特例期間	3年間	

そのほか、バイオマス発電設備（出力1万キロワット以上）について特例の対象外とする見直しを行う。

※1 海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律

※2 地球温暖化対策の推進に関する法律・農林漁業の健全な発展と調和のとれた再生可能エネルギー電気の発電の促進に関する法律

- 特例率を以下で制定するもの。
- ① ペロブスカイト太陽電池を使用した一定の太陽光発電設備は1/2
 - ② 再エネ海域利用法に基づく洋上風力発電設備は3/5
 - ③ 港湾法に基づく洋上風力発電設備、温対法・農村漁村再エネ法に基づく陸上風力発電設備は2/3

(4) 固定資産税の免税点の見直し

(施行期日：令和9年4月1日)

■ 令和9年度以後の年度分の固定資産税について、家屋及び償却資産に係る免税点を引き上げる。

	【改正前】	【改正後】
免税点	・家屋 20万円 ・土地 30万円 ・償却資産 150万円	・家屋 30万円 ・土地 30万円 ・償却資産 180万円

○ 地方税法の改正に合わせ、免税点を引き上げるもの。

(5) 国民健康保険税の課税限度額の見直し

(施行期日：公布の日)

■ 課税限度額

【改正前】	【改正後】
・基礎課税額： 66万円 ・後期高齢者支援金等課税額：26万円 ・介護納付金課税額：17万円	・基礎課税額： 67万円 ・後期高齢者支援金等課税額：26万円 ・介護納付金課税額：17万円 ・(新設) 子ども・子育て支援納付金課税額： 3万円

○ 基礎課税額に係る課税限度額を67万円（現行：66万円）に引き上げる。

○ 子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を3万円とする。

※後期高齢者支援金等課税額（26万円）及び介護納付金課税額（17万円）は据え置き。

○ この結果、国民健康保険税の課税限度額は、113万円（現行：109万円）となる。

(6) 国民健康保険税の軽減判定所得の見直し

(施行期日：公布の日)

■ 軽減判定所得

【改正前】	【改正後】
・5割軽減基準額：基礎控除額（43万円）＋ 10万円×（給与等所得者の数－1） ※1 ＋ 30.5万円 ×被保険者数 ※2	・5割軽減基準額：基礎控除額（43万円）＋ 10万円×（給与等所得者の数－1） ※1 ＋ 31.0万円 ×被保険者数 ※2
・2割軽減基準額：基礎控除額（43万円）＋ 10万円×（給与等所得者の数－1） ※1 ＋ 56.0万円 ×被保険者数 ※2	・2割軽減基準額：基礎控除額（43万円）＋ 10万円×（給与等所得者の数－1） ※1 ＋ 57.0万円 ×被保険者数 ※2

※1 給与所得者及び年金所得者

※2 同一世帯内で国民健康保険被保険者から後期高齢者医療保険被保険者に移行した者を含む。

○ 軽減判定基準となる所得の算定について、被保険者数に乗ずる金額を、5割軽減は31万円（現行：30.5万円）に、2割軽減は57万円（現行：56万円）にそれぞれ引き上げる。

※7割軽減基準額は据え置き。

(7) 子ども・子育て支援納付金の新設

(施行期日：公布の日)

■ 少子化・人口減少が危機的な状況にある中、児童手当の抜本的拡充などの子ども・子育て政策の給付拡充を図るための安定財源確保のため、国が子ども・子育て支援金制度を創設した。

当該制度の創設を受け、各保険者は、令和8年4月1日から医療保険料と併せて「子ども・子育て支援納付金」を徴収することとなり、国民健康保険税の新たな区分として、「子ども・子育て支援納付金」の税率を設定する。

税率	区分	【改正前】	【改正後】	備考
基礎課税額	所得割 (%)	<u>9.71</u>	<u>9.41</u>	子ども・子育て支援納付金課税額分相当の税率を減
	均等割 (円)	<u>20,040</u>	<u>18,640</u>	
	平等割 (円)	<u>24,720</u>	<u>23,820</u>	
後期高齢者支援金等課税額	所得割 (%)	2.46	2.46	改定なし
	均等割 (円)	6,360	6,360	
	平等割 (円)	7,680	7,680	
介護納付金課税額	所得割 (%)	2.74	2.74	改定なし
	均等割 (円)	9,260	9,260	
	平等割 (円)	4,540	4,540	
子ども・子育て支援納付金課税額	所得割 (%)	—	<u>0.30</u>	県提示の市町村標準保険料率をベースに設定
	均等割 (円)	—	<u>1,330</u>	
	18歳以上被保険者均等割 (円)	—	<u>70</u>	
	平等割 (円)	—	<u>900</u>	
合計	所得割 (%)	<u>14.91</u>	<u>14.91</u>	全体では変更なし
	均等割 (円)	<u>35,660</u>	<u>35,660</u>	
	平等割 (円)	<u>36,940</u>	<u>36,940</u>	

○ 子ども・子育て支援納付金課税額の所得割、均等割、18歳以上被保険者均等割及び平等割の税率を新設し、その同率分を基礎課税額の所得割、均等割及び平等割の税率から引き下げるもの。

(8) 国民健康保険税の前納制度の新設

(施行期日：公布の日)

■ 賦課年度の1月1日時点において日本国内で住民登録されていない外国人及び帰国した日本人に対する国民健康保険税の納付については、一括の前納とする。

○ 前納制度を新設し、令和8年度本算定から適用するもの。